

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例(平成15年尼崎市条例第33号。以下「条例」という。)第7条から第9条まで、第10条第1項、第11条、第13条第2項、第16条第1項、第20条及び第21条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平19規則74・一部改正)

(保管の届出)

第2条 条例第7条第1項の規定による届出は、産業廃棄物保管届出書(第1号様式)に次の各号に掲げる図書を添えて行わなければならない。

- (1) 届出者の住民票の写し(法人にあっては、定款若しくは寄附行為又は登記事項証明書)
- (2) 産業廃棄物の保管を行う土地及びその付近の見取図
- (3) 産業廃棄物の保管を行う土地の登記事項証明書
- (4) 産業廃棄物の保管を行う土地について、届出者が使用権原を有することを証する書類
- (5) 産業廃棄物の保管の状況を示す配置図及び断面図
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 条例第7条第2項第4号の規則で定める場合は、生活環境を保全し、及び市民の生活の安全を確保するための措置がとられていると市長が認める施設の内部で保管を行う場合とする。

(平17規則1・平24規則65・一部改正)

(保管の変更の届出)

第3条 条例第8条第1項の規定による届出は、産業廃棄物保管変更届出書(第2号様式)に前条第1項各号に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項の規定による届出は、産業廃棄物保管者氏名等変更届出書(第3号様式)に前条第1項各号に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添えて行わなければならない。

(保管の廃止の届出)

第4条 条例第9条の規定による届出は、産業廃棄物保管廃止届出書(第4号様式)により行わなければならない。

(運搬管理票)

第5条 条例第10条第1項に規定する運搬管理票の交付は、次により行うものとする。

- (1) 搬入に係る産業廃棄物を排出した事業場等又は搬出に係る産業廃棄物の運搬先である事業場等が2以上である場合にあっては、事業場等ごとに交付すること。
- (2) 産業廃棄物の種類及び数量が運搬管理票に記載された事項と相違がないことを確認のうえ、交付すること。

2 前項の運搬管理票は、第5号様式によるものとする。

3 条例第10条第1項第4号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 運搬管理票を交付する年月日
- (2) 運搬管理票を交付する者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名)
- (3) 産業廃棄物の運搬に使用する車両の自動車登録番号又は車両番号
- (4) 産業廃棄物の保管を行う土地の所在地

(搬入搬出管理簿)

第6条 条例第11条に規定する搬入搬出管理簿は、次の各号に掲げる事項を記録して作成しなければならない。

- (1) 産業廃棄物の搬入又は搬出を行った日
- (2) 産業廃棄物の種類ごとの搬入量、搬出量及び保管量
- (3) 搬入に係る産業廃棄物を排出した事業場等の名称及び所在地
- (4) 搬出に係る産業廃棄物の運搬先である事業場等の名称及び所在地

2 前項の搬入搬出管理簿は、1事業年度ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。

(命令書の記載事項)

第7条 条例第13条第2項(条例第14条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 講ずべき支障の除去等の措置の内容
- (2) 命令の年月日及び履行期限
- (3) 命令を行う理由

(建設資材廃棄物の引渡完了報告)

第8条 条例第16条第1項の規定による報告は、建設資材廃棄物引渡完了報告書(第6号様式)に、次に掲げるいずれかの書類を添えて行わなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第12条の3第3項の規定による送付を受けた当該建設資材廃棄物に係る産業廃棄物管理票の写し
 - (2) 当該建設資材廃棄物に係る法第12条の5第4項の規定による通知の内容を用紙に出力したもの
- 2 条例第16条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 解体工事(条例第16条第1項に規定する解体工事をいう。以下同じ。)の名称
 - (2) 解体工事の場所
 - (3) 解体した建築物等の構造
 - (4) 建築物の解体工事にあつては、当該解体工事に係る部分の床面積
 - (5) 注文者から直接請け負った者が行う解体工事にあつては、当該解体工事の請負代金
 - (6) 建設資材廃棄物の処理費用
 - (7) 建設資材廃棄物の引渡し完了した年月日
 - (8) 建設資材廃棄物の種類ごとの搬出先の事業場の名称及び所在地並びに引渡数量
(平19規則74・追加、平23規則16・一部改正)
- (身分を示す証明書)

第9条 条例第19条第2項に規定する身分を示す証明書は、第7号様式によるものとする。
(平19規則74・旧第8条繰下・一部改正)

(公表)

第10条 条例第20条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 命令等に係る産業廃棄物の保管の概要
- (2) 命令等を行った理由
(平19規則74・旧第9条繰下・一部改正)

(施行の細目)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。
(平19規則74・旧第10条繰下)

付 則

この規則は、平成15年12月15日から施行する。

付 則(平成17年3月4日規則第1号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に交付された不動産登記法(平成16年法律第123号)による改正前の不動産登記法(以下「改正前の不動産登記法」という。)第21条第1項に規定する登記簿の謄本若しくは抄本又は不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号)第52条の規定による改正前の商業登記法(以下「改正前の商業登記法」という。)第11条第1項に規定する登記簿の謄本若しくは抄本は、この規則による改正後の規則の規定の適用については、これらを登記事項証明書とみなす。不動産登記法附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の不動産登記法第21条第1項に規定する登記簿の謄本若しくは抄本又は不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第53条第5項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の商業登記法第11条第1項に規定する登記簿の謄本若しくは抄本も、同様とする。

付 則(平成19年12月14日規則第74号)

この規則は、平成19年12月15日から施行する。

付 則(平成23年3月30日規則第16号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成24年7月6日規則第65号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に従前の様式により作成されている帳票については、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

第1号様式

第1号様式

産業廃棄物保管届出書

平成 年 月 日

尼崎市長 あて

届出者 住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物の保管を行う土地の所在地		
産業廃棄物の保管を行う土地の所有者の氏名及び住所	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 電話番号	
産業廃棄物の保管を行う土地の面積	m ²	
保管を行う産業廃棄物の種類及び数量	種 類	数 量(m ³ 又はt)

産業廃棄物の保管を開始する日	平成 年 月 日	
当該土地における産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画	別紙のとおり	
産業廃棄物の飛散、流出及び崩落の防止その他の生活環境を保全し、及び市民の生活の安全を確保するために講ずる措置の内容	別紙のとおり	

(別紙)

1 当該土地における産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画

	搬入 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
--	-------------------------

搬入及び搬出	搬入及び搬出を行う期間		搬出 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
	搬入及び搬出の方法	運搬に従事する者	自らの従業者 ・ 産業廃棄物収集運搬業者
		運搬に使用する車両の積載量	
		搬入及び搬出の頻度	搬入 1日当たり 台 搬出 1日当たり 台
	産業廃棄物を排出した事業場等		
	搬出の目的		新たな保管場所における保管 ・ 処分
産業廃棄物の運搬先である事業場等			
保管	保管を行う期間		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
	保管の目的		
	保管後の処分計画		1 処分を予定する時期(平成 年 月) 2 処分の形態 (自らの処分 ・ 産業廃棄物処分業者に委託) 3 委託する場合の委託業者名

2 産業廃棄物の飛散、流出及び崩落の防止その他の生活環境を保全し、及び市民の生活の安全を確保するために講ずる措置の内容

発生を防止する必要がある支障の種類	飛散 ・ 流出 ・ 崩落 ・ その他()
講ずる措置の内容	

備考 該当事項を○で囲んでください。

第2号様式

産業廃棄物保管変更届出書

平成 年 月 日

尼崎市長 あて

届出者 住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物の保管を行う土地の所在地		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 予 定 年 月 日	平成 年 月 日	
変 更 理 由		
備 考		

備考 産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画又は産業廃棄物の飛散、流出及び崩落の防止その他の生活環境を保全し、及び市民の生活の安全を確保するために講ずる措置の内容を変更する場合は、提出した産業廃棄物保管届出書の別紙の写しに、変更する内容を朱書きで修正したものを添付してください。

第3号様式

産業廃棄物保管者氏名等変更届出書

平成 年 月 日

尼崎市長 あて

届出者 住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物の保管を行う土地の所在地		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		平成 年 月 日
変更理由		
備考		

第4号様式

産業廃棄物保管廃止届出書

平成 年 月 日

尼崎市長 あて

届出者 住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物の保管を 廃止した土地の所在 地	
産業廃棄物の保管を 廃止した年月日	平成 年 月 日
廃 止 の 理 由	
備 考	

第5号様式

運 搬 管 理 票			
平成 年 月 日交付			
交 付 者	氏名(名称及び代表者氏名)		
	住所(所在地)		
自動車登録番号又は車両番号			
産業廃棄物の保管を行う土地の所在地			
運搬する産業廃棄物の種類及び数量			
		種類	数量(m ³ 又はt)
搬 入	産業廃棄物を排出した事業場等の名称及び所在地	名 称	
		所 在 地	
搬 出	運搬先である事業場等の名称及び所在地	名 称	
		所 在 地	
← 30センチメートル →			

↑
 20
 セン
 チメ
 ートル
 ↓

第6号様式

(平19規則74・追加)

第6号様式

建設資材廃棄物引渡完了報告書

平成 年 月 日

尼崎市長 あて
注文者 様

報告者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

.....
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

.....
電話番号.....

解体工事の名称			
解体工事の場所			
建築物等の構造		解体工事対象床面積	m ²
解体工事の請負代金		引渡完了年月日	
建設資材廃棄物の処理費用		運搬費	処分費 合計
建設資材廃棄物の種類	木くず	搬出先事業場の名称
		搬出先事業場の所在地
		引渡数量
	がれき類(コンクリートくず)	搬出先事業場の名称
		搬出先事業場の所在地
		引渡数量
	がれき類(アスファルトくず)	搬出先事業場の名称
		搬出先事業場の所在地
		引渡数量
	金属くず	搬出先事業場の名称
		搬出先事業場の所在地
		引渡数量
	搬出先事業場の名称	
	搬出先事業場の所在地	
	引渡数量	

備考 1 「解体工事対象床面積」の欄には、建築物の解体工事の場合において、当該解体工事に係る部分の床面積を記入してください。

2 木くず、がれき類(コンクリートくず)、がれき類(アスファルトくず)及び金属くず以外の建設資材廃棄物については、「建設資材廃棄物の種類」の欄に当該建設資材廃棄物の種類を記入してください。

第7号様式

(平19規則74・旧第6号様式繰下・一部改正)

第7号様式
(表面)

第 号	立 入 検 査 員 証	6 セ ン チ メ ー ト ル
写 真	所 属	
	職 名	
	氏 名	
<p>上記の者は、尼崎市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例(平成15年尼崎市条例第33号)第19条第1項の規定に基づき立入検査を行う職員であることを証明します。</p>		
平成 年 月 日	尼崎市長	印
← 9センチメートル →		

(裏面)

<p>尼崎市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例(抜粋)</p> <p>(立入検査)</p> <p>第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、産業廃棄物の保管を行う者の事務所若しくは事業場又は産業廃棄物の保管に係る土地若しくは建物に立ち入らせ、産業廃棄物の保管に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係人に質問させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物を無償で収去させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(6) 第19条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>
--